平成２２年（フ）第３２３５号
東京都八王子市横川町473
債務者　湯本　綾子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２８０号
東京都板橋区高島平３丁目４－１－501
債務者　副枝　路世
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２号
横浜市旭区都岡町36番地19　チェリーヒルズⅠ－102号
債務者　佐伯　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６号
神奈川県海老名市中新田２丁目16番４－208号
債務者　中野　弘司
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４４号
横浜市中区扇町１丁目２番地３　フェリズ横浜公園602号室中野克美方
債務者　對馬　恒司
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１号
東京都八王子市明神町１丁目９番９号カミュ富正304号
債務者　安西　貞子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１１号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目32番25号　神明荘101
債務者　丸山　　洋
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０号
青森県五所川原市字田町189番地１
債務者　伊藤　摩弥
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
青森県五所川原市字田町189番地１
債務者　伊藤　淑子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬104番地８
債務者　高橋　義治
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬104番地８
債務者　高橋　明美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第２号
静岡県掛川市大坂1905番地の２
債務者　田中　優香
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月26日午後１時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３０５１号
東京都国立市青柳375－１－205
債務者　新宅　英生
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０５２号
東京都昭島市中神町３丁目８－35
債務者　根岸　雅彦
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０号
東京都八王子市小宮町872番地２
債務者　和田　俊哉
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８７９５号
東京都練馬区北町５丁目８－24－101
債務者　佐藤　笑子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部